

(仮称)長崎県平戸市沖ノ馬渡島沖洋上風力発電
事業の廃止に関する公表

環境影響評価法(平成九年法律第八十一号。以下「法」という)第三条の九第一項の規定に基づき次のとおり公表いたします。

一、第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所(法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

再エネ主力発電化推進機構洋上平戸発電合同会社

業務執行社員 星野 敦

東京都港区新橋六丁目一七番二一 住友不

動産御成門駅前ビル十階

二、第一種事業の名称、種類及び規模

(仮称)長崎県平戸市沖ノ馬渡島沖洋上風力
発電事業

風力(洋上)

発電総出力 六十一万七千五百キロワット

三、法第三条の九第一項各号のいずれかに該当することとなつた旨及び該当した号

当社は(仮称)長崎県平戸市沖ノ馬渡島沖洋上風力発電事業を実施しないことにいたしましたので、法第三条の九第一項第一号に該当することとなりました。

令和四年九月十六日

東京都港区新橋六丁目一七番二一 住友

不動産御成門駅前ビル十階

再エネ主力発電化推進機構洋上平戸発電

合同会社 業務執行社員 星野 敦